

呉市生活バス広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市生活バス（以下「生活バス」という。）に掲載する広告の取扱いについて、呉市広告掲載取扱要綱（平成19年4月1日実施。以下「呉市要綱」という。）及び呉市広告掲載基準（平成19年4月1日実施。以下「呉市基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 呉市要綱第2条に定める広告媒体の種類は、生活バスの車内広告（以下「車内広告」という。）及び車体広告（以下「車体広告」という。）とする。ただし、車両点検時等に使用する予備車両は除くものとする。

(広告掲載の基本原則)

第3条 生活バスへの民間企業等の広告の掲載（以下「広告掲載」という。）の基本原則は、呉市要綱第3条に定めるとおりとする。

(広告掲載基準)

第4条 生活バスに掲載できる広告は、呉市要綱及び呉市基準に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 自動車等運転者の誤認を招くおそれがあるもの

ア 光，蛍光，反射効果を有する材料を使用するもの

イ テールランプの色や配置と紛らわしいもの

ウ 信号機又は道路標識の効用を妨げるおそれのあるもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

ア 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するもの

イ 一定時間読ませることを目的としたもの

(3) 車両の安全の低下を招くおそれがあるもの

ア 車体の窓及びドアのガラス部分に掲載するもの

イ 車体の排気口及びスピーカー口をふさぐもの

(4) 生活バスの識別性の低下を招くおそれがあるもの

ア 他の路線バス等と混同するデザインであるもの

イ 法令に基づく行き先又は運行系統の表示の識別を妨げるもの

ウ 緊急自動車と誤認するおそれのあるもの

(景観への配慮)

第5条 色彩，意匠その他の表示方法については、呉市景観計画（平成20年1月11日策定）に沿ったものとする。

(広告の掲載料等)

第6条 呉市要綱第5条に基づき定める広告の規格，掲載期間及び掲載料については、別表第1のとおりとする。ただし、車体広告の規格については、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）からの申し出により、呉市と協議の上、別表第1に定めのないものを採用できるとし、この場合の

掲載料は、別表第 1 に掲げるフルラッピングと同様とする。

2 掲載期間は、1 月を単位とし、申込者が指定できるものとする。ただし、年度の末日を超える期間を指定することはできない。

3 別表第 1 に掲げる車体広告の掲載は、ラッピングフィルム等の剥離可能なものを貼り付けるものとし、車体への塗装、マグネット及びプレート状のものの貼り付け並びに枠組みのねじ止め等を行わないものとする。

（広告の募集）

第 7 条 呉市要綱第 6 条第 1 項に基づき定める広告の募集は、市ホームページその他市の広報媒体において行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第 8 条 申込者は、呉市生活バス広告掲載申込書（別記様式第 1 号）（以下「申込書」という。）に、掲載しようとする広告案その他必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 第 9 条に定める広告掲載の決定をすでに受けている者が、掲載期間後も継続して広告掲載を希望する場合は、掲載期間が終了するまでに申込書を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第 9 条 市長は、申込書の提出があったときは、速やかに本要綱、呉市要綱及び呉市基準に基づいて審査を行い、次項から第 4 項までの規定により、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載可能件数を超える申込み又は同一枠に複数の申込みがあった場合は、次の各号の順位によるものとする。

（1）第 1 順位 掲載を希望する期間が長い事業者

（2）第 2 順位 市内に本店又は本社を有する事業者

（3）第 3 順位 市内に支店等を有する事業者

（4）第 4 順位 その他の事業者

3 前項の規定によっても掲載する順位を決定できないときは、申請順とする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、別表第 1 に規定する車体広告の掲載位置「両側面及び後部」と、その他の掲載位置の申込みが重複した場合は、「両側面及び後部」の申込みを優先する。

5 市長は、第 1 項の規定により掲載の可否を決定したときは、速やかにその決定の内容を、呉市生活バス広告掲載可否決定通知書（別記様式第 2 号）により、申込者に通知するものとする。

（広告の掲載料の納入）

第 10 条 前条の規定により広告の掲載を決定した旨の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに掲載料を一括納入しなければならない。

（広告主の責任）

第 11 条 広告の制作、掲載及び撤去作業は、広告主の責任において行い、そ

の費用は広告主の負担とする。

- 2 広告の撤去により車体塗装の剥離が生じた場合には、広告主の責任において原状回復させなければならない。
- 3 広告主は、広告の美観を保持するため、常にその維持補修に努めなければならない。ただし、市及び生活バス運行事業者の過失により生じた場合はこの限りでない。

（広告の掲載及び撤去）

第 12 条 広告の掲載及び撤去の作業日時は、生活バス運行事業者と広告主が協議し、決定するものとする。

（広告掲載の取消し）

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、第 9 条第 1 項に定める広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 掲載する広告の内容が第 3 条の規定に該当したとき。
- (3) その他広告掲載が不適當であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、呉市生活バス広告掲載取消通知書（別記様式第 3 号）により、広告主へ通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（広告掲載の取下げ）

第 14 条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、呉市生活バス広告掲載取下げ申出書（別記様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（広告の掲載料の還付）

第 15 条 納入済の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、還付を行う。

2 前項のただし書の規定により還付する掲載料の額は、広告掲載に係る期間を 1 月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲載の期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として算出するものとする。

（免責）

第 16 条 呉市は、天災その他市の責めに帰すことのできない非常事態の発生により、広告掲載ができなくなった場合、その責めを負わない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、生活バスへの広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は，令和 7 年 7 月 2 9 日から実施する。

別表第 1 （第 5 条関係）

種類 （掲載位置）	規格	掲載期間	掲載料 （ 1 枠当たり）
車内広告	縦 364 mm 以内 横 515 mm 以内 （B3）	1 月単位で広告主が 指定する期間	1 月あたり 1 枠 1,100 円
車体広告 （乗降口側側面）	縦 0.45m 以内 横 1.2m 以内	1 月単位で広告主が 指定する期間	1 月あたり 1 枠 3,300 円
車体広告 （運転席側側面）	縦 0.45m 以内 横 1.2m 以内	1 月単位で広告主が 指定する期間	1 月あたり 1 枠 3,300 円
車体広告 （後部）	縦 0.45m 以内 横 0.6m 以内	1 月単位で広告主が 指定する期間	1 月あたり 1 枠 3,300 円
車体広告 （両側面及び後部）	フルラッピング	1 月単位で広告主が 指定する期間	1 月あたり 1 枠 22,000 円